

# 大分類 E — 建設業

## 總 說

この大分類は、請負によつて建設事業に従事する総合工事業及び職別工事業をいう。従つて、各自の經理で建設に従事する建設業、又は投機的な建築業及び不動産業は大分類 I — 不動産業に分類する。

建設とは、原材料又は加工済建設材料を用い、建築物その他、工作物の建設、又は建設現場において、その他の設備を定着せしめることをいう。

加工済建築設備の取付けが製造業者又は販賣業者によつて行われる場合があるが、建築設備の製造加工をする事業所と、その建築設備の取付けに従事する事業所とが、財産目録及び貸銀簿の點から分離区分することができる場合は、建築設備の取付けを主要事業とする事業所は本分類に含まれる。但し、分離区分ができない場合は、その事業所の主なる業務に従い製造業又は販賣業に分類される。

## 中分類16—綜合工事業

### 總 說

綜合工事業とは、發註者の設計書により土木建築の工事を総合的に請負うもので、この工事は、一般に二つ以上の職別工事業に分け得るものである。本中分類は、事業所単位によらず工事現場を直接監督し、資金臺帳を有する支社、出張所、場合によつては本社、本店ごと一括される。

小分類 細分類  
番 號 番 號

161 建物建設業

1511 建物建設業

主として住宅、農業用、産業用及び商業用建物塵芥処理場、公共建築物、火力發電所等の建物、並びに綜合工事業者の行う用途變更、及び修理に従事するものをいう。綜合工事業者による建築業は本分類に含まれる。

○土木建築請負業（建物建設の請負を主とするもの）；大工棟梁（家屋建築を総合的に請負うもの）；建築請負業；建物建設業；堂宮大工棟梁（建築を総合的に請負うもの）

162 道路建設業（高架道路を除く）

1621 道路建設業（高架道路を除く）

主として道路立體交叉、街路、細路、歩道、ドライブウェイ等の建設、並びに契約内に含まれる小橋梁及び暗渠の建設に従事する事業所をいう。道路修理、及び土石採取業を兼業する道路建設業を含む。

○道路建設業；土木建設請負（道路の建設を主な事業とするもの）；道路修理請負業

163 重建業（道路建設業を除く）

1631 重建業（道路建設業を除く）

主として上下水道、ダム、疏水、衛生設備、鐵道軌道、トンネル、地下鐵、高架道路、重基礎工事、埠頭、港灣、その他の海上設備の建設、荷役場、埋立、灌漑、治水工事、橋梁、高架橋梁、ガス管敷設、送油管工事、水力發電所、水力工事、石炭捨場、浮游選礦場、熔鐵炉等の建設に従事するものをいう。

鐵塔建設、通信工事、ゴルフリンク工事、運動競技場工事も本分類に含まれる。

○重建業；土木請負業（重建設工事を請負うもの）；開墾工事請負業；耕地整

### 中分類16—綜合工事業

理請負業；治水工事請負業；砂防工事請負業；水力工事業；水力發電工事請負業  
通信工事請負業；熔鑄爐建設業；重基礎工事業；抗打請負事；鐵道工事請負業；  
水道工事請負業；浚渫請負業；下水工事請負業；灌溉工事請負業；衛生設備工事  
請負業；埋立工事請負業；築港請負業；海事工事請負業；塵芥處理設備建設業；  
橋梁工事請負業；ガス管敷設工事業；送油管工事業；鐵塔建設業；索道工事業。

# 中分類17—職別工事業

## 總 說

職別工事業は、通常綜合工事の一部を請負い、あるいは所有者のために直接工事を行う事業所をい  
い、その作業は建設現場において行われる。本分類は工事現場を直接統括する事業所ごとに取まとめ  
られる。

小分類 番 號	細分類 番 號	
171		大 工 業
	1711	大 工 業
		主として大工々事に従事するものをいう。建物建設について、大工々事の外に 石工事、左官工事業者と結びついて、総合的に請負うことを主とする事業所は細 分類 1611—建物建設業に分類される。
		○大工業（綜合請負をしないもの）；大工工事業；造作大工業；堂營大工業（綜 合請負をしないもの）
172		薦及び土工工事業
	1721	薦 工 事 業
		主として足場組立、支柱工事、曳屋工事に従事する事業所をいう。
		○薦工事業；仕事師業（薦工事を主とするもの）；足場組立業；建舞業（薦工事 を主とするもの）；曳屋工事業
	1722	土 工 々 事 業
		主として土工々事に従事する事業所をいう。
		○土工工事業；仕事師業（土工工事を主とするもの）；土方親方業；黒鍬業。
173		鐵骨及び鐵筋工事業
	1731	鐵 骨 工 事 業
		主として構造用鐵及び鋼材を用いる組立工事に従事する事業所をいう。
		○鐵骨工事業
	1732	鐵 筋 工 事 業
		主としてコンクリート用鐵筋工事に従事する事業所をいう。
		○鐵筋工事業
174		石工工事業、左官工事及びタイル工事業
	1741	石 工 工 事 業

中分類17—職別工事業

主として現場で天然石あるいは人造石の造形、取付け、仕上げに従事する事業所をいう。

○石工業（建設工事を行うもの）；石材工事請負業；石工工事業；石垣築造業

1742 左官工事業

主として漆喰、木舞、壁塗、装飾用漆喰工事及び現場における擬石とぎ出し磨出工事等に従事する事業所をいう。

○左官業；木舞業、漆喰工事業；磨出工事業

1743 煉瓦工事業

主として煉瓦工事、築炉工事に従事する事業所をいう。

○煉瓦工事業；築炉工事業。

1744 タイル工事業

主としてタイル、モザイク工事に従事する事業所をいう。

○タイル工事業

175 屋根業及び板金工事業

1751 屋根業（板金を除く）

主として一般屋根工事に従事する事業所をいう。

○屋根葺業（板金を除く）；瓦屋根業；木羽屋根葺業；トントン葺業；スレート屋根葺業。

1752 板金工事業

主として金属製屋根、金属製天井、スカイライト工事等に従事する事業所をいう。

○板金工事業、屋根鋳業

176 電気工事業

1761 電気工事業

主として電気器具設置、電気配線工事に従事する事業所をいう。

○電気配線工事業；屋内配線工事業；電気工事業。

177 管工事業

1771 管工事業

主として配管、暖冷房、空気調節、衛生設備工事に従事する事業所をいう。

○管工事業；配管工事業；暖房工事業；冷房工事業；空気調節工事業；衛生設備工事業；水洗便所工事業；水道工事業（配管工事を主とするもの）；ボイラー工事業（配管工事を主とするもの）；井戸工事業（配管工事を主とするもの）。

178 壁紙工事業及び塗装工事業

1781 壁紙工事業

中分類17—職別工事業

- 主として建物内外の壁紙工事及びその装飾に従事する事業所をいう。  
○壁紙工事業；室内装飾工事業（壁紙工事を主とするもの）
- 1782 塗装工事業  
主として建物内外の塗装工事及びその装飾に従事する事業所をいう。  
○塗装工事業；建物装飾工事業（塗装工事を主とするもの）
- 179 1791 硝子工事業  
主として硝子工事に従事する事業所をいう。  
○硝子工事業
- 1792 金属製建具，金属製設備設置業  
主としてメタルサッシュ，エレベーター，傳送機，塵埃集收機等の取付工事，あるいは金属格子，金属扉，非常階段の取付け，その他金属製建具，金属製設備の設置工事に従事する事業所をいう。生産者又は販賣業者による設置工事は，設置工事が別の事業所で行われないときはそれぞれ製造業もしくは商業に分類される。  
○メタルサッシュ取付業；エレベーター工事業；金属階段工事業；金属装飾工事業（建造物の金属装飾を主とするもの）；收塵装置工事業；傳送装置工事業。
- 1793 防水工事業  
主としてアスファルト防水工事，モルタル防水工事等に従事する事業所をいう。  
○防水工事業；アスファルト防水工事業；モルタル防水工事業。
- 1794 鑿井工事業  
主として井戸掘工事に従事する事業所をいう。主として油田及びガス油田の鑿井工事に従事する事業所は大分類 D—鑿業，小分類 123—油田及びガス油田請負業に分類される。  
○井戸掘業；鑿井業（石油井及びガス油井の鑿井を除く）；井戸替業；井戸修繕業；ポンプ工事業（井戸掘工事を主とするもの）
- 1795 熱絶縁工事業  
主として管，ボイラーその他，熱絶縁工事に従事する事業所をいう。  
○保温工事業；熱絶縁工事業；ボイラー熱絶縁工事業。
- 1796 寄木細工，堅木床張工事業。  
主として寄木細工及び堅木床張り取付け，仕上工事に従事する事業所をいう。  
○床張工事業；フローリング工事業。
- 1797 特殊コンクリート工事業

中分類17—職別工事業

主としてコンクリート基礎、コンクリート杭打、コンクリート煙突建設等の作業に従事する事業所をいう。

○コンクリート基礎工事業；コンクリート杭打業；コンクリート煙突工事業；特殊コンクリート工事業；

1799 その他の職別工事業

主として建物外面の清掃等、他に分類されない職別工事に従事する事業所をいう。

○サンドブラスト業；潜水工事業。